

放課後等デイサービス重要事項説明書 (令和1年10月改訂版)

あなたに対する放課後等デイサービスの提供開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

《事業者》	名 称	株式会社 スーリール
	所 在 地	〒417-0001 静岡県富士市今泉9丁目2番8号
	法 人 種 別	営利法人
	代 表 者	土屋 雅美
《事業所》	電 話 番 号	0545-78-0723
	名 称	アミ (放課後等デイサービス)
	所 在 地	〒417-0061 静岡県富士市伝法 710-14
	電 話 番 号	0545-78-0723
	事業の目的	株式会社スーリールが開設するアミ (以下「事業所」という。) が行う児童福祉法に規定する指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指導員及び保育士 (以下「指導員等」という。) が給付決定にかかる障害児 (以下「児童」という。) に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業所の指導員等は、児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるようその児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 2 事業所の指導員等は、利用する児童の意思及び人格を尊重し、常に利用する児童の立場に立ってサービスの提供を行う。 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の児童福祉サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。	
虐待の防止	事業者は、障害者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。(責任者：児童発達支援管理責任者)	

2 事業実施地域

通常の事業の実施地域は、富士市・富士宮市とする。

3 営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日 (12月29日から1月3日まで・夏季休業日・祝日を除く)
受付時間	9:00~18:00
サービス提供時間	放課後、13時から16時30分まで 学校休業日は10時から16時30分まで

4 事業所の職員体制

＜職 種＞	＜従事するサービスの種類＞	＜人 員＞
管 理 者	統括管理	1名
児童発達支援管理責任 (サービス管理責任者)	個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価	1名
指 導 員	放課後等デイサービスの提供	1名以上
理学療法士	リハビリ・訓練の提供	1名以上
看護師	健康状態の確認・看護業務	1名以上
支援員 (ヘルパー含む)	放課後等デイサービスの提供	1名以上
事務職員	運用上必要な事務処理	1名 (兼務)

5 障害種類の対象及び利用定員

＜対象とする障害の種類＞	＜主に重症心身障害児＞
1日あたり	5名

6 放課後等デイサービスの内容

＜サービス内容＞

健康状態の確認
日常生活における基本的動作の訓練 (リハビリテーション・医療的ケア*要必要者)
集団生活適応訓練
レクリエーション
送迎
その他必要な介助

7 児童福祉法外のサービスの内容

食事サービス	なし
各種イベント	季節の催し・見学・体験等の各種イベント
相談サービス	子育て相談

8 児童発達支援管理責任者

(1) 氏 名 土屋 雅美

連絡先 株式会社スーリール・放課後等デイサービスアミ : 電話/FAX 番号 0545-78-0723

9 サービス利用料と利用者負担金について

放課後等デイサービスを利用した場合の利用料の額は告示上の額とし当該障害児通所支援が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。ただし、当該サービス提供を行った月に他の事業所による障害児通所支援の提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が市町村の定める利用者負担額をこえないよう調整した額の支払いを受けるものとする。

サービス利用料金単位

サービス給付費	基本：1,754 単位 / 学校休業日：2,036 単位
---------	------------------------------

サービス利用料ご負担金

<世帯所得>	<ご負担金額>
非課税世帯	0円
約 890 万円まで	月額上限 4,600 円
約 890 万円以上	月額上限 37,200 円

(2) 児童福祉法以外のサービスに係る費用

その他のご負担額

<項目>	<ご負担額>
食事・おやつ・水分・オムツ等	実費（出来るだけご家庭で使い慣れているものをご持参ください）

(1) 上記支払い方法は、サービスを提供した翌月に、月謝袋にて集金いたしますので宜しくお願いします。

10 サービスのキャンセルについて

(1) 利用者が、放課後等デイサービス利用のキャンセルをする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。連絡先 放課後等デイサービスアミ：携帯電話：080-6947-2710 電話/FAX：0545-78-0723

(2) 有料イベント等の当日のキャンセルについては、イベント等の参加費・往復の交通費等のキャンセル料を申し受けることがありますので、ご了承ください。

11 緊急時の対応

サービスの提供にあたり、事故・体調の急変が生じた場合は、

- ① 家族に連絡し指示を仰ぎます。
- ② 必要に応じて救急機関等に連絡します。

《囑託医》

名称	小川小児科内科医院
協力医の氏名	小川 雅久
連絡先	0545-36-0321

《協力医》

名称	キタザトクリニック
協力医の氏名	渡邊 一
連絡先	0545-72-5000

12 非常災害対策について

別途定める「防災マニュアル」に従って対応します。（責任者：児童発達支援管理責任者）

第1避難先	アミ横のバスケットコート・駐車場
第2避難先	吉原介護センター
第3避難先	富士市立岳陽中学校

避難訓練等は年1回以上実施します。

13 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしてい
----------	--

	ただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想・信仰等による他者に対する政治活動、布教活動、販売活動等をご遠慮ください。
貴重品の管理	原則、貴重品はお持ち込みにならないようお願い致します。

1 4 感染症について

- (1) 感染症については、学校保健安全法を準用し、利用希望の際に感染症の可能性がある場合は、必ず事業所にご連絡ください。(必要に応じて、医師の証明する診断書をご用意いただく場合もあります。)
- (2) 児童が所属する学級、学年、学校等が閉鎖・休校の場合は、都度事業所に利用の可否をお問合せ下さい。

1 5 相談窓口、苦情対応

- (1) サービス等に対する苦情やご相談については、当事業者は、以下の専用窓口で受け付けます。

相談・苦情窓口	株式会社 スーリール 管理者 土屋雅美 電話/FAX： 0545-78-0723
その他	富士市 障害福祉課

1 6 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、その状況・処置・その後の対応等について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入しています。

損害保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	超ビジネス保険（事業活動包括保険）

1 7 第三者評価の実施状況

第三者評価に関しては実施しておりません。

令和 年 月 日

放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地： 富士市伝法 710-14

名 称： 放課後等デイサービス アミ

説明者： 土屋 雅美

印

私は、本書面に基づいて事業者から放課後等デイサービスの提供及び利用について重要な事項の説明を受け同意しました。

利用児童 氏 名： _____

住 所： _____

保護者 氏 名： _____ (続柄： _____)

印